

企業誘致補助金のご案内

企業立地促進補助金



新規立地型 上限額 3,000万円/年(3年間)

市内で新たに事業を開始する事業者が、補助対象施設を新たに建設・取得・賃借し、雇用要件を満たす場合に、立地した土地・建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税(賃借する場合は賃借料)の一部と、新規に雇用する従業員数に応じた額を補助します。

補助対象施設

製造業の工場・研究所、流通加工施設、事務所、植物工場、店舗面積5,000㎡以上のショッピングセンター

※施設の種類に応じて、雇用要件があります。

再投資型 上限額 2,000万円/年(3年間)

市内に工場、研究所または本社事務所を有する事業者が、市内に工場等を新築・改築・増築する場合に、投下固定資産税額の一部を補助します。

サテライトオフィス等立地促進補助金

市内でサテライトオフィス等を設置し、運営する事業者に初期費用及び運営費の一部を補助します。

初期費用：上限額 800万円

補助要件

運営費：上限額 300万円/年(2年間)

・オフィス面積100㎡以上、座席数20席以上でオフィスに必要な備品やWi-Fi設備等を備えた施設を、松戸市内で新たに整備すること。

・過去にサテライトオフィス(シェアオフィス)等の整備・運営経験があること。

